【別紙1】
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 | ②提供先における用途 |
|---|---|---|---|
| 1 | 厚生労働大臣 | 1項 | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 2 | 全国健康保険協会 | 2項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 3 | 健康保険組合 | 3項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 4 | 厚生労働大臣 | 5項 | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 5 | 全国健康保険協会 | 7項 | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 6 | 都道府県知事 | 11項 | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 7 | 都道府県知事 | 13項 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 8 | 市町村長 | 15項 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 9 | 都道府県知事又は市町村長 | 20項 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 10 | 市町村長 | 28項 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 11 | 市町村長 | 37項 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 12 | 都道府県知事 | 39項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 13 | 市町村長 | 48項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 14 | 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 53項 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 15 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 57項 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 16 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 58項 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 17 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 59項 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 18 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 63項 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 19 | 国家公務員共済組合 | 65項 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 20 | 国家公務員共済組合連合会 | 66項 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 21 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 69項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 22 | 厚生労働大臣 | 73項 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 23 | 市町村長 | 75項 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 24 | 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 76項 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 25 | 都道府県知事等 | 81項 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 26 | 地方公務員共済組合 | 83項 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 27 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 84項 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 28 | 市町村長 | 86項 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 29 | 市町村長 | 87項 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 30 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 91項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 31 | 都道府県知事等 | 92項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 32 | 市町村長 | 96項 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 33 | 市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） | 106項 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 34 | 市町村長 | 108項 | 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 35 | 厚生労働大臣 | 110項 | 雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休暇給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 36 | 厚生労働大臣 | 112項 | 雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令<br>で定めるもの |
| 37 | 後期高齢者医療広域連合 | 115項 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 38 | 厚生労働大臣 | 118項 | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 39 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 124項 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 40 | 厚生労働大臣 | 129項 | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 41 | 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 | 130項 | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 42 | 市町村長 | 132項 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 43 | 都道府県知事 | 136項 | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 44 | 都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長 | 137項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 45 | 厚生労働大臣 | 138項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 46 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 141項 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 47 | 厚生労働大臣 | 142項 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 48 | 都道府県知事又は市町村長 | 144項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 49 | 厚生労働大臣 | 149項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 50 | 厚生労働大臣 | 150項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 51 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 151項 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 52 | 厚生労働大臣 | 152項 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 53 | 市町村長 | 155項 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 54 | 厚生労働大臣 | 156項 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 55 | 都道府県知事 | 158項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 56 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）） | 160項 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 57 | 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知）第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長 | 163項 | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 58 | 都道府県知事 | 164項 | 「特定感染症検査等事業について」（平成14年３月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長<br>通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 59 | 都道府県知事 | 165項 | 「感染症対策特別促進事業について」（平成10年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 60 | 都道府県知事 | 166項 | 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年６月27日付け健発0627第１号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の<br>実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |